

教育委員会定例会事項書

令和4年8月17日(水)
13:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北 野 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願 7 外部団体への無許可個人情報提供の取りやめを求める請願について

4 議 題

議案第 33号 職員の懲戒処分について

議案第 34号 訴訟事件の処理について

議案第 35号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について

議案第 36号 令和4年度教育功労者表彰について

議案第 37号 三重県立図書館協議会委員の任命について

5 報 告 題

報告 1 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について

報告 2 議会の議決すべき事件以外の契約等について

報告 3 今後のいじめ対策について

6 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和4年7月29日(金)

開会 9時30分

閉会 10時20分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第30号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

議案第31号 公立学校職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則案

議案第32号 給与条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料に関する規則案

5 請願陳情の付議の結果

請願4 三重県立高等学校入学者選抜における面接試験の取り扱いに関する請願について

請願5 熱中症対策に関する請願について

請願6 三重県立高等学校における開設部活動数の縮減を求める請願について

請願4、請願5、請願6については不採択とする。

6 諸般の報告

報告1 第69回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和4年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について

報告2 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願7

外部団体への無許可個人情報提供の取りやめを求める請願について

請願について、別紙のとおり提案する。

令和4年8月17日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請 7	令和4年3月22日	<p>(件名) 外部団体への無許可個人情報提供の取りやめを求める請願書</p> <p>(要旨) 児童生徒や保護者の同意なく、児童生徒や保護者の個人情報やPTAなど任意加入の団体に提供しないこと。</p>	<p>みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン 委員長 大原 敦子 津市寿町7-50</p>	<p>・PTAの活動については、それぞれの団体ごとに様々な活動が行われており、子どもたちの健全育成を目的とした活動や、学校支援活動や地域での諸活動など、地域や学校において重要な役割を果たしてきたところです。</p> <p>このような経緯や趣旨をふまえ、多くの方々にPTA活動に参画いただくためには、活動の目的や趣旨を会員の方々や学校の関係者、地域住民などにご理解をいただくことが重要と考えています。</p> <p>・そのうえで、任意団体であるPTA等への個人情報の提供については、個人情報保護法及び三重県個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱われることが求められているものです。</p> <p>・県立学校においては、個人情報の適正管理について、毎年4月に県立学校長・事務長会議において周知しているところであり、PTA等への個人情報の提供にあたっては、保護者の同意を得たうえで、情報提供を行っているところです。今後も引き続き、個人情報の適正な取り扱いについて周知徹底してまいります。</p> <p>・小中学校においては、個人情報等の適正管理の徹底について、毎年6月に各市町等教育委員会に通知しているところであり、引き続き、個人情報の提供についても適正に取り扱われるよう、機会をとらえて要請してまいります。</p> <p>・いずれも、PTAが任意加入の団体であることを前提として加入していただいています。</p> <p>以上のことから、本請願については不採択といたしたい。</p>

2022年3月22日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

外部団体への無許可個人情報提供の取りやめを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

児童生徒や保護者の同意なく、児童生徒や保護者の個人情報を任意加入の団体に提供しないことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

三重県内公立学校では児童生徒の家庭連絡等に利用する目的で、児童生徒・保護者の個人情報を収集・保管しています。収集した個人情報は学校運営のために必要最小限の範囲で使用されるべきものであり、児童生徒や保護者の同意なく、外部提供されてはなりません。

昨年には大分県の公立小学校長が個人情報を任意加入の外部団体であるPTAに流出させた(地方公務員法第34条第1項、守秘義務違反)として、書類送検されたという事案が発生しています。この事案が問題視されたように、無許可での個人情報の外部提供を学校が組織として行うことは問題であると言わざるを得ません。また、個人情報保護法第11条第1項では「地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的などを勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない」と定められています。PTA等が果たしてきた役割を否定するものではありませんが、学校と結びつきの深い団体であるからと、個人情報の外部提供を行うことは本条文中の「個人情報を保有する目的」に照らし合わせてみても、不適切であると考えます。

今年2月には北九州市教育委員会が、PTAが任意加入の団体であることを保護者に周知し、入退会の意思を確認すること等を求める通知を市内全小、中、特別支援学校に送ったということが報道されましたが、慣例的に行ってきた不正な行為は北九州市教育委員会のように改めるべきです。

PTA等への登録にあたっては、それらが任意加入の団体である場合、その旨について保護者に十分な説明を行うとともに、登録の同意を得た場合に限り、学校が個人情報を利用して登録を行うようにしていくことが必要であると考えます。

報告1

令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について

令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和4年8月17日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長



令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験

第1次選考試験合格状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	第1次選考試験 受験者数	第1次選考試験 合格者数	
小学校教諭		約269名	780	736	636	
中学校教諭	国語	約23名	102	94	69	
	社会	約18名	138	129	55	
	数学	約25名	124	113	76	
	理科	約22名	55	49	43	
	音楽	約7名	49	42	21	
	美術	約6名	15	13	9	
	保健体育	約16名	164	153	50	
	技術	約5名	13	11	10	
	家庭	約4名	7	7	6	
	英語	約20名	114	101	60	
小計		約146名	781	712	399	
高等学校教諭	国語	約9名	55	50	27	
	地理歴史	世界史	約2名	66	56	15
		日本史	約2名			
		地理	約1名			
	公民	約2名	20	16	6	
	数学	約4名	68	63	12	
	理科	物理	約3名	60	55	27
		化学	約3名			
		生物	約3名			
	美術	約2名	16	15	6	
	保健体育	約4名	111	103	14	
	看護	約1名	2	1	1	
	家庭	約3名	11	8	8	
	農業	約4名	18	17	12	
	工業	機械系	約3名	13	11	9
		電気・電子系	約3名	2	2	2
		工業化学系	約2名	5	4	3
英語	約9名	34	27	22		
情報	約2名	23	20	6		
福祉	約2名	11	9	6		
小計		約64名	515	457	176	
学特別 校別 教諭 支援	小学部	約15名	51	47	44	
	中学部・高等部	保健体育	約2名	26	25	7
	小計		約17名	77	72	51
養護教諭		約13名	170	157	45	
栄養教諭		約6名	47	40	19	
合計		約515名	2,370	2,174	1,326	

公立学校教員採用選考実施状況

年度	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	
小学校教諭	申込者数	1,083	1,042	1,019	1,026	1,045	999	997	1,093	949	780
	受験者数	1,009	974	936	964	965	919	920	998	885	736
	1次合格者数	567	476	505	508	518	521	507	671	730	636
	2次合格者数	290	238	252	247	252	192	240	230	287	
中学校教諭	申込者数	1,042	1,032	1,020	1,005	939	933	865	884	839	781
	受験者数	950	936	937	907	868	857	810	836	785	712
	1次合格者数	367	369	359	386	358	254	341	367	407	399
	2次合格者数	145	138	133	132	126	84	115	124	139	
高等学校教諭	申込者数	891	848	870	806	760	645	651	543	522	515
	受験者数	790	744	760	694	666	550	584	496	484	457
	1次合格者数	304	205	268	178	169	153	179	127	149	176
	2次合格者数	111	72	87	61	57	52	62	42	49	
特別支援学校教諭	申込者数	84	77	76	88	97	97	107	104	103	77
	受験者数	82	74	72	82	91	91	98	102	99	72
	1次合格者数	51	36	40	48	42	49	60	54	52	51
	2次合格者数	25	16	18	21	17	16	20	18	19	
養護教諭	申込者数	238	218	196	219	224	211	175	207	177	170
	受験者数	213	202	181	201	209	194	167	193	164	157
	1次合格者数	71	60	56	67	77	60	66	56	64	45
	2次合格者数	24	23	19	22	28	20	22	18	20	
栄養教諭	申込者数	57	67	53	57	60	55	47	41	41	47
	受験者数	48	54	41	52	52	45	43	36	40	40
	1次合格者数	13	22	14	18	16	9	20	16	12	19
	2次合格者数	5	6	5	5	5	3	6	5	4	
合計	申込者数	3,395	3,284	3,234	3,201	3,125	2,940	2,842	2,872	2,631	2,370
	受験者数	3,092	2,984	2,927	2,900	2,851	2,656	2,622	2,661	2,457	2,174
	1次合格者数	1,373	1,168	1,242	1,205	1,180	1,046	1,173	1,291	1,414	1,326
	2次合格者数	600	493	514	488	485	367	465	437	518	

報告 2

議会の議決すべき事件以外の契約等について

議会の議決すべき事件以外の契約等について、別紙のとおり令和4年三重県議会定例会9月定例会に報告するので、報告する。

令和4年8月17日提出

三重県教育委員会事務局
研修推進課長



議会の議決すべき事件以外の契約等について

議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例（平成13年三重県条例第48号）第2条の規定により報告する。

令和 年 月 日 三重県知事 一見勝之

1 (1) 県が貸借人となる予定価格7千万円以上の貸借の契約（第2条第1項第1号関係）

所管部名	契約の名称	履行の場所	契約の金額	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約締結の年月日	契約期間
教育委員会 (研修推進課)	コンピュータネットワーク総合研修システム の貸借契約	三重県総合教育センター ほか	円 163,434,744	一般競争 入札	愛知県名古屋市中村区名駅 三丁目25番3号 FLCS株式会社中部支店 支店長 相良典	令和4年7月15日	令和4年7月15日 ～ 令和10年10月31日

【コンピュータネットワーク総合研修システムについて】

○調達の目的

コンピュータネットワーク総合研修システムは、令和4年10月末にて賃貸借契約の期限を迎えます。教職員研修講座を実施するうえで欠かせないシステムであり保守継続も可能なため、6年間の契約を令和4年7月15日に締結しております。

○システムの概要

コンピュータネットワーク総合研修システムは、三重県教育委員会研修担当が実施する教職員向け研修講座（専門研修、初任者研修などの悉皆研修）の運営において利用しているシステムで、システムを稼働させるハードウェア及び利用する端末、ネットワーク基盤の総称として、コンピュータネットワーク総合研修システム（以下、「本システム」という。）といたします。

本システムは、内部で研修講座運営システムが稼働し、総合教育センターWebページ（インターネット）による、教職員への情報提供、教職員の研修講座の受講申込の受付処理、受講許可の一斉配信等を行っています。また、受講後の出欠管理および効果測定などの処理をはじめ統計管理、講座構築等の一連の研修講座の企画・管理・運営に係る業務も担っています。

研修講座申込及びアンケート機能については外部公開しており、インターネット上で利用可能としており、これを実現するために、研修講座運営システムの内部データベースサーバと外部Webサーバが連携し、三重県教育委員会研修担当が主催する教職員研修の円滑な管理運営を可能としています。

○機器構成および数量（現行システム）

	機器名称	数量
1	サーバ機器	8
2	バックアップ装置	3
3	無停電装置	2
4	WindowsPC	166
5	Windows タブレット	25
6	iPad	25
7	大型モニター・電子黒板	18
8	プリンター類（モノクロ・カラー・大判）	8
9	実物投影機	2

報告3

今後のいじめ対策について

今後のいじめ対策について、別紙のとおり報告する。

令和4年8月17日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長



今後のいじめ対策について

1. いじめ防止対策ワーキンググループでの検討

令和4年3月17日に知事に答申された、三重県いじめ調査委員会の調査報告書の提言をふまえ、いじめ問題への対応についての県立高校の体制のあり方、教職員の資質向上、相談しやすい環境づくり、情報モラル教育や豊かな人間関係を築く力の育成などを協議する「いじめ防止対策ワーキンググループ」（以下、「WG」）を設置し、県立高校で学ぶ生徒が安心して過ごし、健やかに成長していくことができるよう、具体的な対応方策を検討してきました。WGでは、全県立学校を対象とした、いじめに対する組織対応の進め方や部活動の指導体制に係るアンケートや、重大事態に対処した経験のある校長への聞き取り、有識者2名（臨床心理士・大学教授）から意見を伺うなどして検討を進め、対応策を取りまとめました。

*WGにおける検討項目

- (1) 教職員が生徒の思いや変化に気づき、すぐに対応する意識と資質の向上
- (2) 校内いじめ防止委員会を中核とした学校における組織対応の強化
- (3) 部活動の意義と指導・相談体制
- (4) 相談しやすい環境づくり
- (5) 情報モラル教育の充実
- (6) いじめ防止のための生徒の主体的な関わり
- (7) 問題に直面した生徒を支える取組
- (8) 被害生徒の保護者との信頼関係の構築

2. 9月から実施するいじめ対策

(1) 教職員が生徒の思いや変化に気づき、すぐに対応する意識と資質の向上

①学校がいじめを発見または情報を得た際、迅速・確実に対応を進めるため、学校がいじめを発見または情報を得た場合の対応を下記のとおり改め、各学校に徹底します。

これまでの対応	9月以降の対応
聞きとり等により、事実関係を把握してから共有し、対応を決定して取り組む。	・原則、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組む ・学校がいじめの情報を得たら、速やかに事実確認するとともに、事実確認に時間を要する場合には、被害側の児童生徒や保護者に状況を丁寧に伝え、必要な対応を行います。

②WGによる学校へのアンケートや聞き取りで、いじめの認知や対応の判断が難しいと意見があった以下のケースについては、弁護士にも確認のうえ、それぞれの内容に応じた留意点を各学校に示します。

ア) SNS上でのいじめの場合

- 加害児童生徒への削除指導や削除要請等による二次被害防止
- 内容により警察への相談

イ) 双方に原因があり、被害加害の別が判然としない場合

- 当事者の関係は一面的でないことが多く、双方から丁寧に経緯を聞く
- 双方が心身の苦痛を感じている場合は「双方向のいじめ」として対応

ウ) 行為の内容や日常の人間関係などから、いじめの判断が難しい場合

- 被害側が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」として対応
- 「ふざけ合い」等を常態化させないため、学級や学年全体に指導

エ) 被害側が加害側への聞き取りや対応を拒む場合

- 対応を望まない理由を把握し、見守り体制を強化するなどして被害生徒を全力で守ることを約束のうえ、どのような対応が可能か被害側と協議
- 保護者だけでなく、被害児童生徒の意向を確認する機会を確保

オ) 重大事態と認定すべき場合

- 被害側からの申立があった場合は、事実関係の確定を待たず認定
- 進路変更の相談があった場合は丁寧に理由を聞き取り、いじめの疑いがある場合は直ちに県教育委員会に報告
- 被害側にはSCによる心のケアなど、十分な心理的支援を行う

(2) 校内いじめ防止委員会を中核とした学校における組織対応の強化

WGが行った学校へのアンケートによると、校内いじめ防止委員会の運用や構成には以下のような課題がありました。年度内に全ての県立学校において、次の「見直しの視点」に沿って、運用や構成を見直します。

《課題》

- 児童生徒の心理や健康の状況を知悉し、各学校の生徒指導において大きな役割を果たしている養護教諭など保健の立場からの参画が3割程度に留まっている。
- 構成員の平均人数は校長、教頭を含めて10.4人となっており、学校からは「構成員が多く、開催する時間が捻出しにくい」との回答がある。

《見直しの視点》

- 委員会の人数は、それぞれの学校いじめ防止基本方針に定める役割に照らして、適切な人数になっているか。
- 委員の構成は、教育相談や保健室での状況など、児童生徒の心理や健康の状況を共有できる構成となっているか。
- 委員会は、必要に応じて臨機応変に開催できているか。特にいじめの認知については、いじめの情報を得てから3日以内に開催できているか。
- 委員会は、いじめに対する具体的な対応方針を決定し、実行できているか。

(3) 部活動の意義と指導・相談体制

部活動の悩みや不安は、部活動の運営に直接関わる顧問には、かえって相談

しにくい場合もあるため、顧問以外の担任や教育相談担当者にも相談できる体制を、9月中に全ての県立学校で整え、生徒に周知します。

(4) 相談しやすい環境づくり

- ①教員による日常の観察や声かけ、個別面談等について引き続き取り組むとともに、いじめ発見の有効な手立てとなっているいじめアンケートについては、年内に次のとおり改めます。

これまでの取組	9月以降の取組
学期に1回、学校で児童生徒にアンケート用紙を配付して実施	学期に1回のいじめアンケートは継続しつつ、学習端末等を活用していつでも学校にいじめを伝えられる環境を年内に整える

- ②児童生徒がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対応方法を身に付けたりするための学習の進め方を学ぶ教職員用の研修動画を12月までに作成し、県立学校に配付します。

(5) 情報モラル教育の充実

インターネット上で行われるいじめの認知件数は年々増加するとともに、匿名性の高さを利用した投稿や、一定時間の経過により自動的に投稿が消去されるサイトの利用など、発見しにくいいじめが増えています。こうした状況をふまえ、「ネットいじめを起こさせない・許さない」ことを意識づけるための出前授業や講演等について、9月以降、下記のとおり取り組みます。

- 県立学校からの要請に応じ、ネット上のいじめ等に関する専門的な知識を有する外部人材（弁護士等）による情報モラルに関する授業や講演を実施
- 県立学校からの要請に応じ、教職員、保護者等がインターネット上の人権侵害から子どもを守るための知識を身につけられるよう、県教育委員会事務局職員が『人権教育サポートガイドブックⅡ』（令和3年3月 三重県教育委員会作成）等を活用した出前講座を実施

(6) いじめ防止のための生徒の主体的な関わり

4月と11月のいじめ防止強化月間において、児童生徒が主体となったピンクシャツ運動の推進や、児童会・生徒会によるいじめ防止メッセージの発信、児童生徒が考えるいじめ防止標語の作成、児童生徒間でいじめをテーマに話し合うホームルーム活動など、全ての県立学校で児童生徒がいじめを自分の問題として考え、取り組む活動を推進します。

(7) 問題に直面した生徒を支える取組

児童生徒が問題に直面した際、周囲の大人がその兆候を発見して支えられるようにするため、令和2年7月に県教育委員会が作成して各学校に配付していた「いじめ早期発見のための気づきリスト」を、学校と家庭が見守りの視点を共有していち早く子どもの変化を把握できるよう、改訂しました。

改訂した気づきリストは、9月中旬に各学校を通じて全ての保護者に配付するとともに、PTAなど関係団体にも説明し、活用を促していきます。

気づきリストの活用により、児童生徒が問題に直面していることに気づいたら、学校と家庭が連携し、児童生徒の悩みや不安を聞く機会を設けたり、悩みや不安に寄り添って支援するなど対応していきます。

これまでの取組	9月以降の取組
学校用の気づきリストを使って、担任等の教職員が学級の状態を確認	学校と家庭が共通の視点で子どもの変化を把握できるように改訂した気づきリストを使って、担任等の教職員と保護者が、学校と家庭での子どもの様子を確認

(8) 被害生徒の保護者との信頼関係の構築

被害児童生徒の保護者との信頼関係を構築するため、弁護士等による専門的な助言が適切な時期に行われるよう、県立学校と連携して取り組むとともに、以下のことを各県立学校で徹底します。

- 学校が把握した事実関係や対応方針については、できる限り対面で、速やかに保護者に説明すること
- 学校の対応は、いつ、誰が、どのように対応する予定か、または対応したかをわかりやすく保護者に伝えるとともに、スクールカウンセラー等の専門人材も積極的に活用し、児童生徒や保護者の心のケアを図ること
- 被害児童生徒から、保護者に伝えないでほしいという要望があったとしても、見守り体制を強化するなどして被害児童生徒を全力で守ることを約束のうえ、保護者とも状況を共有することの必要性を児童生徒に十分に説明し、理解を得て保護者に伝えること

3 今後の対応

各県立学校に対応策を通知し、9月から実施していきます。各県立学校での取組状況やスケジュール等については10月中旬に把握します。

また、小中学校での取組の参考となるよう、各市町教育委員会にも送付します。

【参考】いじめ防止対策ワーキンググループ

設置日：令和4年3月23日

構成：（教育委員会事務局）

子ども安全対策監（座長）

高校教育課長、小中学校教育課長、保健体育課長、研修推進課長
人権教育課長

生徒指導課生徒指導班班長（事務局）

（子ども・福祉部）

子ども虐待対策・里親制度推進監

少子化対策課少子化対策・子ども応援班班長

計9名

いじめ早期発見のための気づきリスト（学校用）

（本気づきリストの活用例）

- 個別面談や長期休業明け、子どもの様子が気になった時に、担任等が子どもの変化を具体的に把握するために使用
- 定期的に子どもの様子を確認し、記録として残すことで兆候を把握

対象児童生徒名： _____

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）

子どもの様子

【学校生活】

- 遅刻や早退、欠席が増えた
- 体調不良を訴えて保健室に行くことが増えた
- 授業中に寝るなど集中していないことが増えたり、成績が下がったりした
- 忘れ物や失くし物が増えた
- 昼食を食べなかったり、残したりしている
- 部活動を休んだりやめたいと言ったり、進路変更したいと言ったりする

【友人関係】

- 一緒に過ごす友人が変わった
- 休み時間に1人で過ごすことが増えた
- 周囲の様子を気にするようになった

【本人の様子】

- 落ち込んだり、はしゃいだり、感情の起伏が激しくなった
- 何かと教職員に寄ってくるようになった
- 頻繁に持ち物が替わるようになった
- スマートフォンやSNSをひどく気にするようになった
- 服が汚れていたり、理由のはっきりしないあざや擦り傷がある

【その他気になること】

（

）

子どもの様子が気になったら

1. 学校内で共有し、様々な立場の教職員が本人の様子を丁寧に観察する。
2. 本人の様子を保護者に伝え、家庭でも見守りを依頼して状況を共有する。
3. 本人との面談を行い、悩みや不安、いじめについて聞き取って確認する。
4. 本人との信頼関係保持に配慮しつつ、面談の様子について保護者と共有する。
5. 面談等でいじめの被害申告があったり、いじめの情報を得たりした場合には、原則として、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組む。

※本リストは「いじめ早期発見」のためのものですが、児童虐待や抑うつ状態の兆候とも重複する可能性がありますので留意願います。

いじめ早期発見のための気づきリスト（保護者用）

（本気づきリストの活用例）

- ・ 長期休業の終わり頃から新学期にかけて、日曜日から月曜日にかけてなど、休み明け前後に使用してお子さんの変化を把握
- ・ お子さんの様子が気になった時に、お子さんの変化を具体的に把握するために使用

※お子さんの様子で気になることがあれば、学校にご相談ください。

お子さんのお名前： _____

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）

子どもの様子

【朝：登校前】

- なかなか起きてこなかったり、体調不良を訴えて休みたがったりする
- 学期初めや休み明けに登校を嫌がったり、元気がなかったりする
- 食欲がなくなったり、会話がなくなったりしている

【夕方：下校後】

- 勉強しなくなったり、集中力がなくなったりしている
- 持ち物や自転車などが壊れたり、なくなったりする
- 必要以上にお金をほしがるようになった
- 親しい友人と遊んだり、連絡を取ったりしなくなった
- 服の汚れや体のあざや擦り傷があり、理由を言いたがらない

【夜：就寝前後】

- 学校や友人の話題を避けるようになった
- 部活動や学校をやめたいと言うようになった
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた
- ささいなことでイライラしたり、落ち着きがなくなった
- スマートフォンやSNSをひどく気にするようになった
- 寝つきが悪かったり、夜眠れない様子がある

【その他気になること】

(_____)

子どもの様子が気になったら

【学校への相談】

- ・ 学校（Tel：●●●●－●●●●－●●●●●●）
（夜間緊急ダイヤル：052-982-9350）
- ・ 学校が実施するオンラインのいじめアンケート（アドレスやQRコード掲載）

【三重県教育委員会の主な相談窓口】

- ・ 子どもSNS相談みえ（中高生対象・平日17:00~22:00）
- ・ ネットみえ〜（SNS上のいじめや不適切な書き込みの報告）
- ・ いじめ電話相談（Tel：059-226-3779 毎日24時間）

